

(証 券)

・証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	54
・証券外務員登録の簡素化	55
・証券取引法上の大量保有報告において金融機関の特例扱いが認められる 保有比率の引上げ	56
・証券取引法における「子法人等」の定義の改正	57
・顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次ぎ	58
・親子会社間における顧客情報共用に係るルールの明確化	59
・登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の 廃止または緩和	60
・投資信託販売における目論見書交付制度の見直し	61
・銀行による投資信託受益証券および投資証券の取扱制限の緩和	62
・委託者非指図型投資信託における利益相反のおそれがある場合の受益 者等への書面交付手続の簡素化	63
・信託銀行への投資一任業務の解禁	64
・投資主総会の開催手続の緩和	65
・発行登録制度利用適格会社の拡大	66
・発行会社による転換社債の公開買付の可否の明確化	67
・企業情報開示における「12時間ルール」の緩和	68
・社債の発行登録制度(既存国内MTNプログラム含む)の見直し	69
・新たな「国内MTN」創設(短期社債の期間延長)	70
・社債発行登録制度の改訂・廃止並びに振替決済機関の創設	71
・コマーシャル・ペーパーのペーパーレス化の早期実施	72
・農林中央金庫のペーパーレスCPの発行	73
・投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し	74
・機関投資家による証券取引所への直接アクセスの解禁	75
・証券取引所の板情報の詳細開示	76
・法人形態をとる損保代理店自体による特定証券業務	77
・書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化	78
・証券業務登録変更届出の簡素化	79
・取引報告書の記載要件緩和	80
・銀行社債や金融債の窓販取扱い	81
・投資信託を通じて、個人投資家や年金資金運用者が株式への投資を 増やすようにする	82
・私募利付債、証券投資信託の現物証券の発行を必要とする規制の撤廃	83
・銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し	85
・新株引受権方式のストック・オプション付与時に提出する有価証券届出	

分野	証券	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和			
意見・要望等の内容	1. 証券会社の役員による親銀行等または子銀行等の役職員の兼任を可とする取扱い 2. 非公開情報の授受に係る、顧客の同意確認手続の簡素化 3. 店舗等の共用制限に係わる、事務ガイドラインの廃止			
関係法令	・証券取引法第 32 条、45 条 ・証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 1 項第 7 号 ・証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 1 項第 8 号 及び事務ガイドライン 7 3(1)	共管	なし	
制度の概要	・証券会社の役員による親銀行等または子銀行等の役職員の兼任は不可 ・非公開情報の授受に係る、顧客の同意確認は「書面による同意」が必要 ・店舗等の共用制限に係わる解釈規定が存在			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 [措置済 措置予定]	検討中 [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]	措置困難	その他
(実施(予定)時期 :)				
(説明)				
1. については、利益相反の防止、銀行による証券業務の禁止規定の潜脱防止の観点から措置困難。 2. については、顧客の非公開情報という重要性に鑑み、書面による同意を必要としているが、電子的手段についても可能。 3. については、業務における建物の効率的利用を図る観点から、建物の共有制限を廃止する緩和措置を平成 11 年 4 月に実施済。				
担当局課室名	総務企画局 市場課、 監督局 証券課			

分野	証券	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国銀行協会、第二地方銀行協会、信用金庫協会、全国農協同組合中央会、農林中央金庫	
項目	証券外務員登録の簡素化			
意見・要望等の内容	登録要件に定める所属営業所の記載の省略			
関係法令	証券取引法第 64 条	共管	なし	
制度の概要	・証券外務員登録に際して、外務員の所属する営業所の記載が必要			
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 年計画（改定） 【 2（3）ウ 】 証券外務員登録の簡素化 証券外務員登録における営業所名記載を廃止するとともに、誓約書等の添付を省略することについて、平成 13 年度末までに結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	証券外務員登録において、申請書の記載事項及び添付書類を見直す方向で検討中。			
担当局課室名	総務企画局 市場課、 監督局 証券課			

分野	証券	意見・要望提出者	都銀懇話会、信託協会	
項目	証券取引法上の大量保有報告において金融機関の特例扱いが認められる保有比率の引上げ			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合算対象範囲の見直し ・ 特例対象となる保有割合上限の引上げ ・ 特例報告の提出期限の延長 			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引法第 27 条の 23 ・ 証券取引法第 27 条の 26 第 1 項、第 2 項 ・ 証券取引法施行令第 14 条の 7 ・ 株券等の大量保有の状況に関する内閣府令第 12 条 	共管	なし	
制度の概要	<p>・ 証券取引法の定めにより、保有する株式、潜在株式が親会社と子会社を合算して 5% を超えた場合に「大量保有報告書」を、その後変更事由が生じる毎に「変更報告書」を提出する必要があるが、金融機関は経営権の取得でなく運用目的で株券等を取得する 경우가多く、事務が煩雑になるのを防ぐために原則 3 カ月ごとの報告にて可とする特例が認められている。ただし、保有比率が 10% を超えた銘柄は特例の対象外となり、通常どおり報告義務発生日から 5 営業日以内の報告が必要となる。</p>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	措置困難	その他
(実施(予定)時期：)				
(説明) <p>大量保有報告制度は、株券等の大量の所有・保有・放出に関する情報を迅速に投資者に開示することにより、市場の公平性・透明性を高め、投資者保護を一層徹底させるという目的があり、金融機関等であっても同様であり、本要望は、投資者保護を損なう恐れがあり、措置困難である。</p>				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	都銀懇話会、農林中央金庫	
項目	証券取引法における「子法人等」の定義の改正			
意見・要望等の内容	・証券取引法における「子法人等」の定義を、財務諸表等規則における「子会社」の定義と同一にする。			
関係法令	証券取引法第32条第6項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等規則における「子会社」や銀行法における「子法人等」は、支配力基準に従って定義されている。 ・しかしながら、証券取引法における「子法人等」は、「証券会社が過半数の株式を所有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者」と規定されており、支配力基準に基づいていない。したがって、証券取引法上は、実質的に支配力・影響力のない先でも、形式的な基準を満たせば「子法人等」に定義されることになる。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>「子法人等」の定義については、証券取引法における経営の支配関係の範囲のあり方を含め、検討を行う。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、 地方銀行協会、全国信用金庫協 会、全国農協業協同組合中央会、	
項目	顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次ぎ			
意見・要望等の 内容	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次業務が取扱できることの明確化。 顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次業務を農林中央金庫に認める。 顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次業務に関し、信用金庫においても銀行同様に法的措置を講じる。(当該措置と合わせて同取次業務を解禁する) 証取法第 65 条にて有価証券の取次業務を信連及び農協に認める。 			
関係法令	証券取引法第 65 条第 1 項但書 農林中央金庫法 信用金庫法第 53 条	共管	なし	
制度の概要	銀行以外の金融機関については、法律上、書面取次ぎは認められていない。			
計画等における 規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>銀行が顧客の書面による注文を受けて株券等の売買の取次ぎ業務を行えることは、証券取引法第 65 条第 1 項但書において既に可能となっているところである。なお、同業務は同法の諸規制が適用されないこともあり、当座預金の受入れ等に伴う顧客サービスとして限定的に行われるべきものであると解されている。このため株券等売買の書面取次ぎを行うに当たっては、積極的な勧誘行為が伴わない受動的な業務としてのみ行うなど、投資者保護に問題が生じないように、銀行において業務運営体制を整備する必要がある。</p> <p>銀行以外の金融機関については、銀行の状況等を踏まえた上で、今後必要に応じ法改正等所要の整備の是非を検討する。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課、監督局 証券課			

分野	証券	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、第二地方銀行協会	
項目	親子会社間における顧客情報共有に係るルールの明確化			
意見・要望等の内容	・親子会社間での情報の共有化を認める方向で、親子会社間における顧客情報共有に係るルールの明確化を図る。			
関係法令	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条、 保険業法施行規則第53条の6	共管	なし	
制度の概要	・事前に顧客の書面による同意がある場合を除き、親子会社間の顧客情報共有を一定の条件下で規制している。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>親子会社間も含め顧客の個人情報を第三者と共有することに関しては、平成13年の通常国会に提出された「個人情報の保護に関する法律案」(平成14年通常国会において継続審議)において、あらかじめ本人の同意がある場合等を除き原則個人データを第三者に提供してはならないとされている。このような個人情報保護法制の検討状況を前提として、金融審議会においても、プライバシーの保護の観点からの適切な対応の必要性が指摘されているところ、今後の同審議会での金融分野における個人情報保護等の在り方に関する議論を踏まえ、検討を行う。</p>			
担当局課室名	総務企画局 企画課 調査室			

分野	証券	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、全国信用金庫協会、	
項目	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止または緩和			
意見・要望等の内容	・地域金融機関の多くは、公共債ディーリングの取扱実績が少なく、経営の効率性等の観点からも、必ずしも専任者を配置しなければならないという必要性は乏しいので、専任制について廃止又は緩和する。			
関係法令	金融庁事務ガイドライン(証券会社等関係) 5 2(2)	共管	なし	
制度の概要	・「国債証券等のディーリング業務全般(受注、売買及び受渡し)を営む金融機関の営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。)の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと」とされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>証券取引法第 65 条等の規定は、銀行業務と証券業務の兼営による利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止等の観点から設けられているものである。</p> <p>銀行等金融機関からの登録申請に係る留意事項を定めた事務ガイドライン 5 - 2 (2) は、銀行等金融機関が法第 65 条の 2 に基づき証券業務の登録を行う場合の登録拒否要件のひとつである法第 28 条の 4 第 10 号「第 65 条の 2 第 1 項の登録に係る業務を適格に遂行するに足りる人的構成を有しないもの」の具体的な基準として国債証券等のディーリング業務担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務を兼任することを禁止しているものであり、銀行業務と証券業務の兼営による利益相反の防止等の観点から廃止もしくは緩和の措置は困難である。</p> <p>なお、当該ガイドラインは国債証券等のディーリング業務と投資目的の国債証券等の売買及び融資業務との間の職員の兼任を禁止しているものであり、例えば預金業務等との間の職員の兼任は禁止されていない。</p>				
担当局課室名	監督局 証券課			

分野	証券	意見・要望提出者	第二地方銀行協会	
項目	投資信託販売における目論見書交付制度の見直し			
意見・要望等の内容	・個人への投資信託の普及という観点から、投資信託に係る目論見書の記載事項の見直し、簡素化および改定時期の見なおしを行う。また、投資家への目論見書の交付方法、交付時期を見直す。			
関係法令	証券取引法第4条、第13条、第15条	共管	なし	
制度の概要	・有価証券（投資信託の受益証券を含む）の募集又は売出し等には、投資家保護の観点から、投資家に対して、あらかじめ又は同時に目論見書を交付することが義務付けられており、目論見書の記載内容は「有価証券届出書の記載すべき事項」とされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：14年4月1日)			
(説明)	<p>投資信託の目論見書の記載内容の改善について金融審議会において検討し、重要項目をよりわかりやすくするとともに、不要な情報の削除を行う等の改善を図ることとされ、制度改正を行った。(平成14年4月1日施行)</p> <p>なお、証取法の改正により目論見書の電子媒体による交付が昨年4月1日より可能となるとともに、10月1日からは目論見書の電子媒体による交付の方法の多様化を図るなど、投資家保護の観点を踏まえつつ交付手続の簡素化も進めている。</p>			
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	信託協会
項目	銀行による投資信託受益証券および投資証券の取扱制限の緩和		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行における投資信託販売に関し上記制限が存在するが、現在不動産投資信託の上場市場の創設、ETF（上場株式投資信託）導入等が検討されているところであり、これらの新種の有価証券については発行市場のみならず流通市場にも銀行の参入を認め、投資家の利便を向上させるべきでないか。 ・また、銀行に投資信託販売が認められてから、既に3年以上が経過し、銀行側の販売態勢・情報提供態勢が整備され、個人投資家に銀行による投資信託販売が浸透していることから、投資家保護上も特段の問題もないのではないか。 		
関係法令	証券取引法第65条第2項第4号 同法施行令第17条の3	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行による投資信託の取扱は平成10年12月に解禁されたが、その取扱範囲は、証券取引法施行令第17条の3により、「募集等」と「当該銀行が募集の取扱又は私募の取扱を行った有価証券に関する買付け等」に限定されている。 		
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 9（1）】【 2（3）ウ11】 ETF（株価指数連動型上場投資信託）について、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう、法令上の措置を行う。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令）】		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(実施(予定)時期： 14年4月1日施行)			
(説明) 現行制度では銀行による取扱が事実上不可能であるETFについては、その流通市場での取扱を可能とする、証券取引法施行令の改正を行った。(平成14年政令第69号) それ以外の投信の取扱いの拡大については、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から、措置困難である。			
担当局課室名	総務企画局 市場課		

分野	証券	意見・要望提出者	信託協会
項目	委託者非指図型投資信託における利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面交付手続の簡素化		
意見・要望等の内容	・信託契約等による受益者の事前承諾を前提として、当該取引に係る事項を記載した書面の営業所への備置等といった代替手段を可能とするよう要望する。		
関係法令	投信法第28条、同法第49条の11	共管	なし
制度の概要	・委託者非指図型投資信託の受益者は、利益相反のおそれがある一定の取引を行った場合に、当該取引に係る事項を記載した書面を一定の信託財産に係る受益者に対して交付しなければならない。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)			
<p>委託者非指図型投資信託において、信託会社等が当該投資信託財産と直接取引をすることは、信託財産の利益を犠牲にして自己の利益を図ることが容易であるため、一定の場合を除き、原則として禁止されている。</p> <p>また、例外的に当該取引を行った場合には、受益者へ当該取引に係る事項を記載した書面の交付が義務付けられているが、当該書面交付を必要とする取引の具体的な範囲は、信託会社等のコスト負担を軽減する観点から、公正で客観的な取引価格を得ることが困難である不動産に係る取引などに限定しているところである。</p> <p>特に、委託者非指図型投資信託は、委託者指図型と異なり、主として不動産等に投資することが想定されているが、不動産等に係る取引は信託会社等が当該投資信託財産と直接取引をする機会が頻繁にあるとは考えられないこと、当該取引が行われた場合には利益相反が生ずる可能性が高いこと、から、受益者に対する書面の交付を義務付け、牽制機能を発揮させて投資家保護を図ることが適当である。</p> <p>なお、平成13年4月より、受益者の承諾があれば、書面に代えて電磁的方法によっても取引の開示を行うことができるよう措置しており、信託会社等のコスト負担の軽減を図ったところ。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課		

分野	証券	意見・要望提出者	信託協会
項目	信託銀行への投資一任業務の解禁		
意見・要望等の内容	・ 信託銀行が投資一任業務を営むことを可能にすること。		
関係法令	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第3条、第31条	共管	なし
制度の概要	・ 投資一任業務を行う認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業のほか、他の業務を営むことができないという兼業制限が課されており、上記以外の業務を営んでいる信託銀行は、原則として投資一任業務の認可を受けることができない。		
計画等における規制の状況	規制改革推進3か年計画（改定） 【 2(3)ア 】 信託銀行への投資一任業務の解禁 平成13年度末までに、信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	所要の利益相反防止措置等を講じた上で、信託銀行に係る投資一任業務を解禁するとの結論を得た。		
担当局課室名	総務企画局 市場課		

分野	証券	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	投資主総会の開催手続の緩和			
意見・要望等の内容	・投資信託法第91条第1項で定める投資主総会の招集のために行う「2月前の公告の義務」を削減する。			
関係法令	投資信託法第91条	共管	なし	
制度の概要	・投資主総会を開催する場合、会日から2月前に会日報告のための公告が必要であり、加えて会日から2週間前に各投資主に対し通知を発しなければならない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>投資主総会は、株主総会と異なり定期的に開催されるものではなく、必要に応じて開催されるものであることから、2か月前に会日の公告を行い、その開催をあらかじめ予告して、投資主の提案権を保証する必要があるが、全ての投資主の承諾が得られた場合には、2か月前に会日を公告しなくとも投資主の提案権が害されるおそれはない。</p> <p>したがって、全ての投資主の承諾を前提に、2か月前に会日を公告しなくとも投資主総会が開催できるよう、今国会に関係法案を提出済。</p>				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	発行登録制度利用適格会社の拡大		
意見・要望等の内容	・外国会社についても、内国会社と同様の基準で、発行登録制度の利用を認めるべきである。		
関係法令	証券取引法第23条の3 証券取引法第5条第4項第2号 企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4第1項	共管	なし
制度の概要	・現行、内国会社については、株式未公開会社の場合でも、継続開示ならびに指定格付機関から指定格付を取得している会社は発行登録制度が利用できるのに対して、外国会社について、日本の証券取引所での株式上場が要件とされている。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>発行登録制度は企業情報等を常時提供し、周知性が十分認められる会社について特例的に認められるものであり、本制度の利用については投資家保護の観点から慎重に対応する必要があると考えられる。</p> <p>そのため、格付を取得しているからといって、日本の上場・店頭登録会社と同様にこの特例的な制度の対象とするかどうかについては、慎重に対応すべきであると考えているところである。</p>		
担当局課室名	企業開示参事官室		

分野	証券	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	発行会社による転換社債の公開買付の可否の明確化			
意見・要望等の内容	・ 公告掲載事項を明確化すべきである。			
関係法令	発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第4条第4号（イ、ロ、ハの解釈）	共管	なし	
制度の概要	・ 現在、発行会社が転換社債の買入消却を行う場合、市場買付を行っているが、より積極的に買い付ける方法として公開買付を行おうとした場合、公告掲載事項が不明のため、実行に踏み切れない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明) 発行会社が行う自社の転換社債の市場外での買付は、公開買付規制の対象外である。 発行会社による公開買付の対象となる有価証券は以下のとおり。 上場株券 店頭登録株券 及び の権利を表示する預託証券				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	関西経済団体連合会	
項目	企業情報開示における「12時間ルール」の緩和			
意見・要望等の内容	・インターネットのみならず、これだけの情報化時代において、ニュースの周知に12時間も必要とは思われないため、この規定を廃止して欲しい。			
関係法令	証券取引法施行令第30条	共管	なし	
制度の概要	・証券取引法では、会社関係者等が上場会社等に係る未公表の重要事実を知って、当該上場会社等の株式等の売買を行うことを禁止している（内部者取引規制）。この規制は重要事実が「公表」されることによって解除されるが、証券取引法施行令第30条では「公表」を複数の新聞社等に情報を公開してから必要な周知期間として12時間経過したと規定している。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>「公表」は内部者（インサイダー）取引規制の解除要件であり、情報公開手段等が多様化したとしても、一般投資者と会社関係者との公平性を確保するためには、情報の公開からその情報が周知されるまで一定の期間をとることが必要である。また、公表の方法を変更する場合には、会社関係者等による悪用の可能性や報道機関への公開以外の様々な態様の情報伝達手段の実態を踏まえ慎重に対応する必要がある。</p>				
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、社団法人リース事業協会、オリックス	
項目	社債の発行登録制度（既存国内MTNプログラム含む）の見直し			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国内MTNプログラム方式において、追補資料はファックスのみで届け出されるものとすべき ・訂正発行登録の効力停止期間の短縮もしくは撤廃 ・発行登録書の参照書類の規定の見直し ・国内MTNプログラム方式の場合の、発行登録書における引受予定証券会社の記載方法の改正 ・発行登録の更新 			
関係法令	企業内容等の開示に関する留意事項 2 3 の 8 - 1、5 - 3、他	共管	なし	
制度の概要	<p>・社債の発行登録制度は「追補を実質2回届け出なくてはならない」「訂正発行登録が多くなる」「最新情報が見つらい」などという問題を抱え、返って使いづらいものとなっている。開示義務者の無駄な事務を排除して、投資家の不利にならない公正で迅速な開示を実現すべきである。</p>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要書類である開示書類の当局への提出を FAX のみで済ますことは措置困難。なお、発行登録追補書類は 14 年 6 月までにはインターネットを介して提出が可能となる予定。(措置困難) ・発行登録制度では継続開示の情報等を参照することを前提として手続の簡素化が図られていることから、参照情報等に変更があった場合、その情報が周知される必要があり、発行登録の効力停止期間については引き続き存在意義がある。また、待機期間は基本的に 15 日間とされているものの、本件については既に 4 日以下と大幅に短縮されているところ。そのため、さらなる停止期間の短縮については投資家保護の観点から踏まえつつ、慎重に対応する必要がある。(措置困難) ・発行登録書（発行登録目論見書）については、既に開示されている継続開示書類のうちもっとも新しい情報を記載したものを参照する方法で企業情報を提供することとされており、いつ時点のどの書類を参照しているかについては投資者にとって重要な情報であることから書類を特定する必要があるため、これを簡略化することは投資家保護の観点から困難である。(措置困難) ・発行登録届出書の提出時点において、引受予定証券会社が明確となっていないのであれば、追補書類に記載することで足りることとなっている。(その他) ・既存発行登録の期限と次の発行登録書の提出を発行者が任意に（待機期間 7 日を）調整することによって、同じ内容の発行登録の発行予定期間に切れ目がないこととなりうる。(その他) 			
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、社団法人リース事業協会、オリックス	
項目	新たな「国内MTN」創設（短期社債の期間延長）			
意見・要望等の内容	<p>短期社債との振替に関する法律を改正し、CP同様にプロの投資家向けに反復継続して発行できるMTNプログラム制度を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期社債法2条の期間の見直し ・証券取引法における「個々の債権の発行の際の開示を前提とした有価証券届出書や発行登録制度」を根本的に見直し、プログラム発行を前提とした開示制度を構築する。 			
関係法令	商法296条～341条、短期社債等の振替に関する法律、証券取引法	共管	法務省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年、従来の発行登録制度の一部見直しが行われたが、公募社債の開示制度（発行登録制度）の一部見直しにすぎず、米国・ユーロ並の機動性を持ったMTNではない。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
<p>(説明)</p> <p>短期社債については、商法が社債一般について課している規定（社債管理会社や社債権者集会に関する規定等）の一部について例外とされている。これは、短期社債の短期資金調達手段としての性格に鑑み特別に手当てされたものであり、短期社債の期間の延長は制度の趣旨を逸脱するものであり認められない。したがって、短期社債の期間延長によるMTNの実現は不相当と考える。なお、平成9年3月28日に社債の発行における取締役会の権限が明確化されており、MTNを実現するための発行段階における商法上の手当は行われているところ。</p> <p>また、『証券取引法における「個々の債権の発行の際の開示を前提とした有価証券届出書や発行登録制度」を根本的に見直し、プログラム発行を前提とした開示制度を構築する』との要望については、既に、発行登録書に追加書類における証券情報と同じ項目を設け包括的な発行条件を記載することにより、個々の発行の際の開示項目の簡素化を図っている。さらに、別の要望にある「発行登録の更新」等についても発行者の工夫により可能であり、発行登録制度は発行者の工夫によって一層利便性の高いものになると考えられる。</p> <p>なお、インターネットを介した当局への証券取引法上の開示書類の提出や目論見書の投資家への交付が可能となるなど、発行者の工夫によりその事務負担が軽減される仕組みも整ってきている。</p>				
担当局課室名	総務企画局 市場課、企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	石油化学工業会	
項目	社債発行登録制度の改訂・廃止並びに振替決済機関の創設			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の社債等登録法（社登法）の改訂・廃止を実施し、登録機関を銀行等の金融機関ではなく、統一的な証券の振替決済機関を創設し、資本市場のインフラを整備し、安全・効率的で、便利な証券決済システムを確立する。 			
関係法令	社債等登録法	共管	法務省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・現行では、社債の登録機関の社債登録簿に登録するだけで、債権を発行できるが、証券等も含め広く統一的決済機関が必要とされる。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：今通常国会)			
(説明)	<p>今通常国会に提出済の、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」にて措置予定。</p>			
担当局課室名	総務企画局市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	石油化学工業
項目	コマーシャル・ペーパーのペーパーレス化の早期実施		
意見・要望等の内容	機動的な発行の利点を活かしながら、CP の発行・流通・償還の全段階における完全なペーパーレス化を実現すべきである。		
関係法令	短期社債等の振替に関する法律	共管	法務省
制度の概要	<p>・ CP は、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形とされていることから、権利の発生、移転及び行使に券面の作成、移転、及び提示が必要である。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行段階における券面作成事務の負担が大きい ・ 発行、償還時における即日の資金の受入れ、弁済が困難 ・ 流通段階においても資金の即日決済が困難 <p>といった問題がある。</p>		
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3ヵ年計画（改定） 【 2(3)ウ 】 CP のペーパーレス化 券面を必要としないCP の発行、移転、償還等のあり方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CP のペーパーレス化について必要な措置を講じる。 【短期社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）】</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(実施(予定)時期：平成14年4月1日)			
(説明)			
<p>昨年の通常国会において、短期社債等の振替に関する法律が成立し、コマーシャルペーパーのペーパーレス化のための制度的基盤が整備されたところ。(平成14年4月1日施行。)</p>			
担当局課室名	総務企画局市場課		

分野	証券	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	農林中央金庫のペーパーレスＣＰの発行			
意見・要望等の内容	・農林中央金庫によるペーパーレスＣＰの発行を可能とする。			
関係法令	短期社債の振替等に関する法律	共管	法務省、農林水産省	
制度の概要	・農林中央金庫による「短期社債等」に該当するペーパーレスＣＰの発行は認められていない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：今通常国会)			
(説明)				
今通常国会に提出済の、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」にて措置予定				
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し			
意見・要望等の内容	・投資信託の広告にあたっては、法定目論見書の交付等を条件とせず、過去の運用実績や評価会社の評価を利用できるようにする。			
関係法令	証券取引法第13条、第15条 (日本証券業協会「広告に関する指針」)	共管	なし	
制度の概要	・投資信託の販売にあたって過去の運用実績や評価会社の評価を広告宣伝に利用する場合には、法定目論見書を同時に交付するか、法定目論見書を広告宣伝物の中に盛り込むことが求められているため、事実上マスメディアでの広告が禁止されているに等しい。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>投資者が自己の責任において、適正かつ迅速な投資判断をするためには、間接的な公衆縦覧だけでは不十分であり、直接的な目論見書の交付が必要である。</p> <p>目論見書は、有価証券の募集又は売出しのために使用する勧誘文書であり、新聞雑誌等の広告等の名称・形態の如何に関わらず、有価証券の募集又は売出しのために公衆に提供する当該有価証券の発行者の事業に関する説明を記載した文書は、証券取引法の目論見書に含まれる。</p> <p>逆に、有価証券の募集又は売出しのための勧誘に当たらない広告であれば、証券取引法の規制は受けないので、自主ルールである「広告に関する指針」の在り方の問題である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			

分野	証券	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	機関投資家による証券取引所への直接アクセスの解禁			
意見・要望等の内容	・機関投資家による証券取引所への直接アクセスを解除する。			
関係法令	証券取引法第 107 条、107 条の 2、107 条の 3	共管	なし	
制度の概要	・取引所市場における売買等は、取引所の会員又は取引参加者に限り行うことができることとされており、具体的には、証券会社、外国証券会社及び内閣総理大臣の登録を受けた金融機関に対して取引資格が付与（ただし、登録金融機関については、国債証券等に係る有価証券先物取引等に限る）できることとされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>・証券取引所の取引参加者については、取引の公正性・安全性等を確保していく観点から、一定の資格を定めているところ。</p> <p>・証券取引所は、証券市場の運営を通じて公正な価格形成と効率的な証券取引を実現するという高い公共性を有しており、そこでの取引については公正性や安全性が適切に確保されていることが必要であり、そのためには、取引参加者の資格を行政当局の監督規制が及んでいる証券会社等に限定することが適当である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	証券取引所の板情報の詳細開示			
意見・要望等の内容	・証券取引所の板情報の詳細を投資家に対しても開示する。			
関係法令	証券取引所・理事会決定等	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・板情報とは、取引所に発注されている値段別の売り注文・買い注文の数量に関する情報である。 ・取引所の会員等である証券会社等については売買端末を通じて全ての情報を把握できる。 ・一般の投資家に対しては、取引所の相場報道システムを通じて、注文値段が最も高い買い注文から3番目の買い注文（売り注文の場合には最も安いものから3番目の売り注文）までのそれぞれの注文数量が気配状況として、リアルタイムで開示されている。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・取引所においては、従来、最も高い買い注文と最も安い売り注文の値段（一般気配）に係る注文数量を開示していたが、注文発注のタイミング等を図るうえで市場情報の拡充が重要であるとの観点から、平成12年12月から、一般気配を含む上下3本の気配値段とその注文数量の提供を開始したところ。（一般投資家まで含めた投資者ニーズ等を勘案して決定） ・板情報の更なる拡充については、投資者ニーズや価格形成に与える影響等を十分に踏まえつつ、検討していくこととしている。 			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項目	法人形態をとる損保代理店自体による特定証券業務			
意見・要望等の内容	<p>・法人形態をとる損保代理店自体が特定証券業務を行うことを認めるべきである。法人の業種等、販売の担い手としての適合性を勘案しつつ、法人形態をとる損保代理店自体が特定証券業務を行うことを認める。その場合、損保代理店の役員もしくは使用人が登録金融機関の使用人とみなされることとし、法人損保代理店における損保会社の乗合募集委託の現行損保実務との整合性が図られるよう、証券取引法第 65 条の 2 第 11 項後段の規定を変更する。</p>			
関係法令	証券取引法第 65 条の 2 第 11 項 同法施行令第 18 条第 1 項	共管	なし	
制度の概要	<p>・保険会社（登録金融機関）の代理店の役員又は使用人は、登録金融機関を代理して証券投資信託等の販売業務（特定証券業務）を行うことができ、その場合、代理店の役員又は使用人を代理する登録金融機関の使用人とみなす。この特定証券業務は、法人形態をとる代理店自体は対象とされていない。</p>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>登録金融機関については、公益又は投資家保護の観点から、その営むことができる証券業務に照らして、証券会社と同等な行為規制を求め、監督を行っている。代理店については、その役員又は使用人を登録金融機関の使用人とみなすことにより、登録金融機関が使用者責任を負う事になっている。</p> <p>法人代理店自身が証券投資信託の販売業務を行うことについては、代理店自身には、証取法、保険業法上の財務規制等が適用されないこと、顧客に損害が出た場合の責任の所在が明確でないこと、代理店が複数の保険会社の代理店となっている例が多いこと等を踏まえ、慎重な検討が必要である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	東京海上火災	
項目	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化			
意見・要望等の内容	・顧客が電磁的方法により交付された書面を読み、内容を理解・承諾したことが確認できれば（例えば画面上にボタンを設け、顧客が内容を理解・承諾した場合には当該ボタンをクリックするという方法など）、当該書面が顧客に到達したものとみなしていただきたい。			
関係法令	証券会社に関する内閣府令第29条の3	共管	なし	
制度の概要	・4月1日付けで「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」が施行され、証券取引法等に規定する顧客への交付書類について、電磁的方法による交付することが可能となったが、「証券会社に関する内閣府令」において「顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。」と規定され、本条文は「データが顧客のパソコンに保存されてたことをしめす」と解釈されている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>平成13年9月25日公布「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成13年内閣府令第77号)により措置済み。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会	
項目	証券業務登録変更届出の簡素化			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信連及び農協の証券業務に関する変更届出を次の通り簡素化すること。 ・ 出資総額の変更届出については、農協法第77条第2項の規定により出資の総口数及び払込済出資の総額の変更登記を行う毎事業年度末現在の額を届け出る。 			
関係法令	証券取引法65条の2第5項、金融機関の証券業務に関する内閣府令第12条、事務ガイドライン5-2(8)、(2-2-4(2))を準用)	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券業務登録に際して、出資の総額が記載されており、変更があれば、月単位で変更届出書を提出する必要がある。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	監督上必要な基礎的事項であり、措置困難。			
担当局課室名	総務企画局 市場課、監督局 証券課			

分野	証券	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	取引報告書の記載要件緩和			
意見・要望等の内容	・証券会社が顧客に交付する取引報告書の記載事項のうち、「営業所名」について記載を省略できる顧客の範囲に、「証券取引法施行令第1条の9で定める金融機関」まで拡大する。			
関係法令	証取法第41条、証券会社に関する内閣府令第30条第1項・別表第2、金融機関の証券業務に関する内閣府令第17条第1項・別表第2、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第31条第1項、第108条第1項・別表第4、別表第11	共管	なし	
制度の概要	<p>・営業所名については、次に掲げる顧客について同意のある場合に限り、記載を省略することが認められている。</p> <p>証券会社 外国証券会社 証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関 証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（上記に掲げるものを除く）</p>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>営業所名の記載の省略は、取引の相手方が恒常的に証券取引を行っている場合に可能としており、省略を可能とする顧客の範囲の拡大は投資家保護の観点から困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	銀行社債や金融債の窓販取扱い			
意見・要望等の内容	・国債証券等や投資信託の窓販取扱いが認められる金融機関においては、銀行社債や金融債の窓販取扱いを認める。			
関係法令	証券取引法第65条第1項、2項	共管	なし	
制度の概要	・証券取引法では、国債証券等や投資信託の窓販取扱いを除いて、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、有価証券の募集もしくは売出しの取扱いをしてはならないとされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>金融機関が証券業務を行うことは原則として禁止されており、銀行社債又は金融債の取扱いについて特に認めることは困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	米国政府、カナダ政府	
項目	投資信託を通じて、個人投資家や年金資金運用者が株式への投資を増やすようにする			
意見・要望等の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 証券投資信託の設計において、柔軟性と効率性を高めるため、証券投資信託における非均等受益権（マルチクラス・シェア）を解禁する。 2. 投資家保護のため、すべての証券投資信託の完全な時価評価を義務付ける。 3. 投資信託に関する規制を改正し、ファンドの管理会社が投資家の権利を尊重しながらも、もっと簡単にファンドをクローズできるようにすべき。 			
関係法令	投信法第5条、第31条、第32条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投信法上、投資信託の受益権は、均等に分割され、各受益者は、信託の元本の償還、収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有するものとする。 ・ 投信協会ルールにおいて、投資信託財産の評価については、原則時価評価が導入されているが、残存期間が1年未満の債券やMMFに係る満期保有目的債券については、例外的にアキュム・アモチ方式で評価することが認められている。 ・ 投信法上、投資信託委託業者は、投資信託契約を解約しようとするときは、内閣総理大臣に届け出たうえ、解約しようとする旨を公告し、かつ、知れたる受益者に解約する旨を記載した書面を交付しなければならない。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>わが国は、これまで、投資家にとって投資信託をより魅力あるものとするため、金融システム改革等を通じて、運用規制の撤廃等により、投資家ニーズの多様化に対応したより効率的な運用を可能とすること、投信業務への参入の自由化により、一層の競争促進を図ること、などに取り組んできたところである。</p> <p>さらに、昨年8月に公表された「証券市場の構造改革プログラム」において、「個人投資家にとって魅力ある投資信託の実現」を図ることとされたことを踏まえ、投資信託に係るディスクロージャーや販売ルールの改善、投資信託の商品の多様化等に取り組んできたところである。</p>				

1. について

投資信託は、投資者の資金を集めて運用し、その成果を投資者に分配する仕組みであり、わが国の投信法においては、投資者間の公平性を確保する観点から、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有するものとされている。

投資者保護上、投資信託の信託財産が統一された内容の運用方針に基づき運用され、受益権毎に各々同質の権限を有し、その受益権に応じて分配金が平等に配分されるべきと考えられており、投資者の特性に応じて分配金を差別化することは適当ではないと考える。

2. について

投資信託については、平成 10 年の金融システム改革において、投資信託委託業者の創意工夫を生かした商品設計を可能とするとの観点から、投資家への十分な情報開示を前提として、それまでの個別承認制度から届出制度へ移行したところであり、これを踏まえて、投資信託の時価評価ルールについては、投資信託委託業者の自主規制機関である投資信託協会が、公認会計士協会とも十分検討した上で、協会として時価評価ルールを定めていると承知している。

3. について

投資信託委託会社が信託契約の解約を行う場合については、金融システム改革時に、それまでの個別承認制度から、公告など、受益者保護のための必要最小限の規定を整備した上で、届出制度に改めたところ。

担当局課室名	総務企画局 市場課
--------	-----------

分野	証券	意見・要望提出者	米国政府要望書	
項目	私募利付債、証券投資信託の現物証券の発行を必要とする規制の撤廃			
意見・要望等の内容	・ 私募利付債、証券投資信託の現物証券の発行を必要とする規制を撤廃すること。			
関係法令	該当なし	共管	なし	
制度の概要	該当なし			
計画等における規制の状	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期：今通常国会)			
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今通常国会に提出済の「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」において、短期社債等の振替に関する法律を改正し、投資信託受益権も振替制度の対象とすることにより、無券面化を可能とする予定。 			
担当局課室名	総務企画局 市場課			

分野	証券	意見・要望提出者	カナダ政府
項目	銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し		
意見・要望等の内容	<p>・日本では銀行と証券の間にいわゆる「ファイアーウォール」が求められており、これが日本で事業を展開するカナダの金融機関にとって大きな懸念となっています。このために大幅なコスト増になり、顧客にとっての最適な効率性も阻害されています。カナダは金融庁が、コスト削減の必要性に迫られている中小企業のニーズを満たす、より柔軟制のある制度をとるよう今後も要請します。</p>		
関係法令	銀行法、証券取引法等	共管	なし
制度の概要	利益相反や公正取引の確保の観点から最低限の規制がかけられている。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
(説明)	<p>現行のファイアーウォール規制は、利益相反や公正取引の確保の観点から最低限の規制と考えており、さらなる緩和は困難である。</p>		
担当局課室名	総務企画局 市場課、監督局 証券課		

分野	証券	意見・要望提出者	経済団体連合会、関西経済団体連合会、リース事業協会、オリックス	
項目	新株引受権方式のストック・オプション付与時に提出する有価証券届出書及び目論見書記載事項の見直し			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・付与の対象者全員の氏名、その付与株数については、添付書類である取締役会議事録において確認されうるものであり、公益または投資者保護のために特段、開示すべき必要性はないのではないか。 ・現実に1,000名以上の者に付与する会社もあり、多大な事務負担となるが、全部記載することが投資者保護に寄与する積極的理由は見当たらない。 ・また、商法第280条の19による新株の引受権は付与対象者がその会社の取締役又は使用人に限定され、譲渡制限も付されており、その発行者の事業その他の投資判断に関する必要事項は理解しており、その付与契約において新株引受権の諸条件は確認されることから、あえて募集の届出の対象にしたり、目論見書を交付すべき必要はないものと考えられ、付与対象者が50名以上であっても、届出提出、目論見書交付の対象としなくても良いのではないか。 			
関係法令	商法第280条の19による新株の引受権を付与する際の、証券取引法第5条による届出書及び同第13条による目論見書の記載事項	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新株引受権方式のストック・オプションを50名以上の者に付与する場合、証券取引法上の募集に当たるため有価証券届出書の提出が必要となるが、記載事項として定められていないにもかかわらず、届出書提出の際に、付与対象者全員の氏名と各人に対する付与株数の記載が求められる。目論見書においても同様である。 			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
(実施(予定)時期：平成14年4月1日施行)				
(説明)				
<p>先の臨時国会において、ストックオプション制度の見直しを図る商法改正に伴い証券取引法も改正され、ストックオプションの付与は新株予約権証券の譲渡として取り扱うこととなった。これを踏まえ、自社の情報を把握していると考えられる自社及び自社の完全子会社の取締役及び使用人を対象とするストックオプションについては、その付与時点において有価証券届出書の提出を求めないよう証券取引法施行令等を改正した(平成14年4月1日施行)。</p>				
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室			